

# 防災ヘリコプター維持管理・運営事業

## 優先交渉権者選定基準

国土交通省

## 目 次

1. 本書の位置づけ .....	1
2. 優先交渉権者の選定方法 .....	1
(1) 選定概要 .....	1
(2) 選定体制 .....	1
(3) 選定フロー .....	2
(4) 総合評価 .....	3
3. 優先交渉権者の決定 .....	5

## 1. 本書の位置づけ

本「防災ヘリコプター維持管理・運営事業 優先交渉権者選定基準」（以下「本基準」という。）は、国土交通省（以下「国」という。）が、防災ヘリコプター維持管理・運営事業（以下「本事業」という。）に係る優先交渉権者を選定するための方法、評価基準を示したものである。また、本基準は、本事業に応募しようとする者に交付する「募集要項」と一体のものである。

## 2. 優先交渉権者の選定方法

### (1) 選定概要

本事業を実施する事業者には防災ヘリコプターの確保、維持、運航に関する専門的な知識やノウハウが求められるため、優先交渉権者の選定にあたっては、企画競争方式を採用し、事業スキーム、維持管理・運営方法等について、幅広い提案を求め各面から総合的に評価する。

### (2) 選定体制

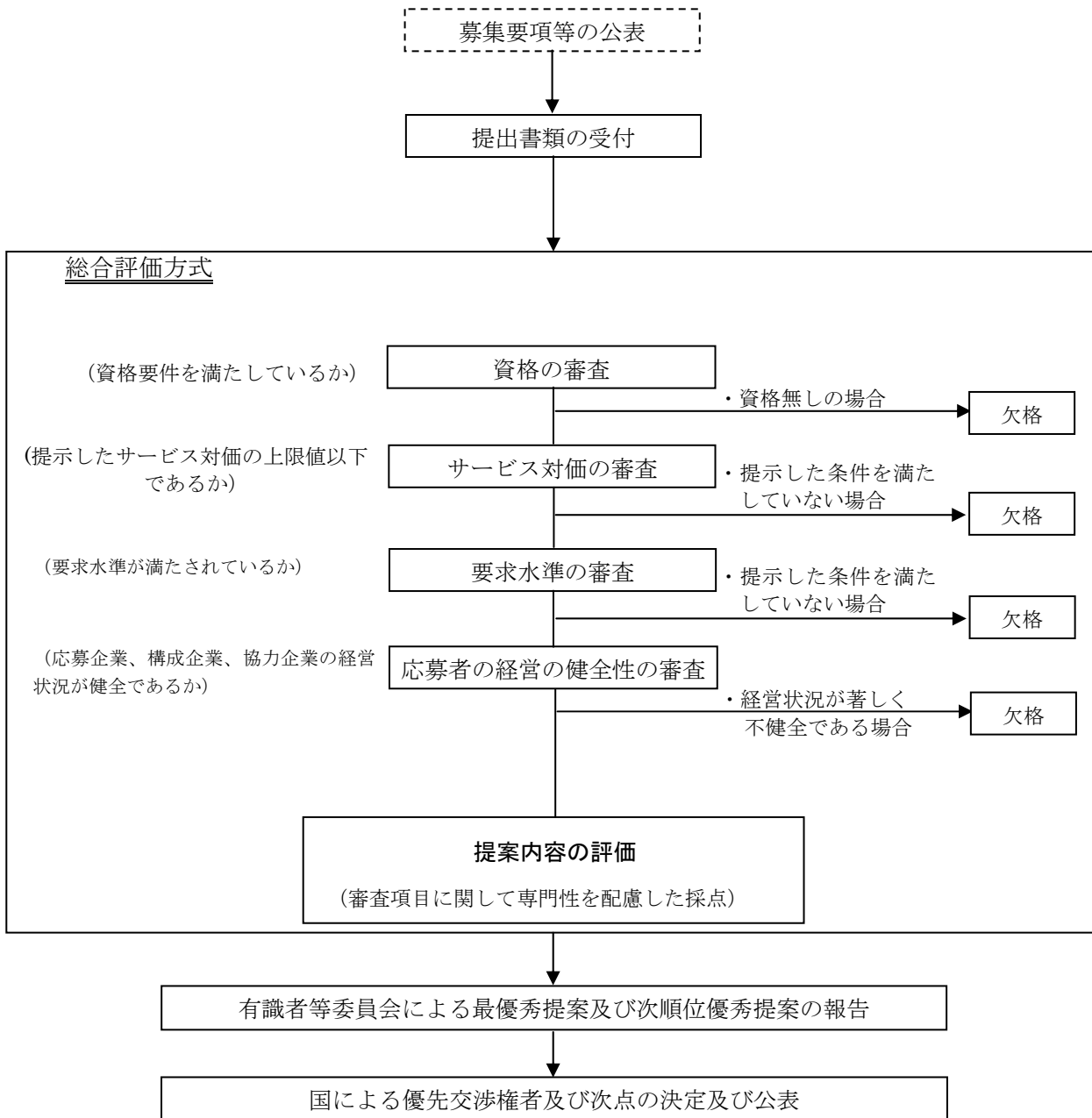
優先交渉権者を選定するにあたり、国は、本事業に関する有識者等からなる委員会（以下「有識者等委員会」という。）を設置し、応募者の事業提案に対する評価についての調査審議を委ね、有識者等委員会による調査審議の結果を受けて、優先交渉権者を選定する。

有識者等委員会の構成は以下のとおりである。なお、行政委員にあつては、人事異動が発生した場合はその官職に就いた後任者とする。

委員長	山内 弘隆	一橋大学大学院商学研究科教授
委員長代理	山根 峯治	宇宙航空研究開発機構 客員研究員
委員	高橋 玲路	弁護士
委員	石橋 良啓	国土交通省 関東地方整備局 企画部 部長

### (3) 選定フロー

本事業における優先交渉権者の選定は、以下のように実施する。



#### (4) 総合評価

##### ① 資格の審査

- ・ 資格の審査は、提案書の内容が資格要件を満たしているか否かを審査する。参加資格を満たしていることを確認できない場合は欠格とする。

##### ② サービス対価の審査

- ・ 応募者が提案してきたサービス対価が、国が設定する額（以下「上限価格」という。）以下であるか否かを審査する。上限価格を超えている場合は欠格とする。

##### ③ 要求水準の審査

- ・ 提案内容について、定量的な部分を中心に、提案内容が要求水準を満たしているか否かを審査する。確認できない項目があった場合は欠格とする。

##### ④ 応募者の経営の健全性の審査

- ・ 応募者の財務諸表について、経営状況（財政状態、損益状況、キャッシュフローの状況等）が著しく不健全であると認められるものでないことの審査を行う。

＜経営状況が著しく不健全であると認められる基準＞

応募者（応募企業、構成企業及び協力企業）のうちいずれか1社が、以下のいずれか1つでも該当する場合は経営状況が著しく不健全であると判断する。

- ・ 3期連続で債務超過（貸借対照表で確認）
- ・ 3期連続で赤字決算（損益計算書で確認）
- ・ 3期連続で営業キャッシュフローがマイナス（キャッシュフロー計算書で確認）

##### ⑤ 提案内容の評価

- ・ 有識者等委員会において提案の内容について評価を行う。
- ・ 提案内容の評価における評価項目、評価の視点、配点は、表1に示すとおりである。
- ・ さらに、各項目については、表2に示すように5段階で評価し採点を行う。なお、採点及び得点化の際は、小数点第2位までを求める。
- ・ 評価は、表1に定められた評価の視点に採点基準に従い、有識者等委員会の合議により評価を行う。

表1 提案内容の評価項目及び配点

評価項目	評価の視点	配点	様式 No
<b>本業務の全般管理に関する業務</b>		<b>15 点</b>	
本事業への実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業の目的を踏まえ、効率的かつ効果的な防災ヘリコプターの維持管理・運営を行う基本方針となっているか。</li> <li>・ 10年後・20年後のヘリコプターの維持管理・運航事業のあり方を想定した本事業の課題認識が明確であり、且つ、その課題を解決する方策が具体的に明確であるか。 等</li> </ul>	4	
本事業の実施体制について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本業務の特性に応じた、安定的かつ確実性の高い業務実施体制となっているか。</li> </ul>	4	

評価項目	評価の視点	配点	様式 No
	<ul style="list-style-type: none"> <li>各企業の役割分担が明確かつ具体的に示されているか。</li> </ul>		
事業リスクについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業の事業内容を踏まえ、適切な事業者間のリスク分担及び連携方策（マネジメント計画やモニタリング計画など）について、明確かつ具体的に示されているか。</li> <li>事業者のこれまでの実績を踏まえ、適切なリスク管理について、明確かつ具体的に示されているか。</li> </ul>	4	
事業収支計画について	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の安定性を確保するのに適切な事業収支計画などがより具体的に立案されているか 等</li> </ul>	3	
<b>確保に関する業務</b>		<b>25 点</b>	
機種選定について	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業の目的を踏まえ、本事業の遂行に適した機種である理由が明確になっているか。</li> <li>国が貸与する装備品を踏まえ、装備品の装着などの方法について明確になっているか。 等</li> </ul>	10	
所有方法について	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業期間にわたって安定的に事業が遂行できる事業スキームとなっているか。 等</li> </ul>	10	
運航開始予定日までの考え方について	<ul style="list-style-type: none"> <li>国が想定する運航開始時期を踏まえ、事業者が提案する運航開始予定日について、確実性の高い計画となっており、不測の事態にも対応した具体的な方策等について、具体的に立案されているか。 等</li> </ul>	5	
<b>維持に関する業務</b>		<b>30 点</b>	
事業期間中における維持管理について	<ul style="list-style-type: none"> <li>法で求められる点検のほか、点検方法や回数、部品交換の周期等、より安全性の高い運航を確保するために必要なヘリコプターの維持に関する計画がより具体的に立案されているか。</li> <li>将来のヘリコプターの技術動向や不具合発生時等の対応を含め、安全性への配慮、安定的運航への配慮など、予防保全的な維持管理に対する計画がより具体的に立案されているか 等</li> </ul>	10	
日常の維持管理について	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間 120 時間程度の運航を踏まえ、日常における維持管理の方法について、具体的かつ有効な提案が示されているか。 等</li> </ul>	8	
実施体制について	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヘリコプターの維持に必要な人員の確保・体制等がより具体的に提案されているか 等</li> </ul>	8	

評価項目	評価の視点	配点	様式 No
国が貸与する装備品について	・国が無償貸与する装備品について、長期にわたって良好な状態を維持するために必要な維持管理の方法について明確になっているか。等	4	
<b>運航に関する業務</b>		<b>30 点</b>	
事業期間中の長期にわたる運航体制について	・事業期間中にわたって安定的な運航体制を維持するための方策について具体的に示されているか。等	10	
緊急的な運航命令があった場合の運航体制について	・本事業の目的を考慮し、直ちに飛行準備に着手できる管理体制及び管理要員の配置が適切に計画されているか。等	10	
運航に係る費用について	・防災ヘリコプターの飛行に係る費用の単価 (評価点) 5 点× (最低提案単価÷当該提案単価)	5	
	・防災ヘリコプターの運航体制の維持に係る費用の単価 (評価点) 5 点× (最低提案単価÷当該提案単価)	5	
<b>合計</b>		<b>100 点</b>	

表2 得点化の際の採点基準（「運航に係る費用について」を除く）

評価	評価内容	採点基準
A	提案内容が特に優れている。	配点×1.00
B	提案内容が優れている。	配点×0.75
C	具体的な提案はあるが、優れている点が見られない。	配点×0.50
D	提案はあるが具体性がない。	配点×0.25
E	要求水準を満たしている程度にとどまり特段の提案がない、又は、評価すべき提案となっていない。	配点×0.00

### 3. 優先交渉権者の決定

有識者等委員会は、各応募者からの提案等を総合評価し、国へ報告する。国は、有識者等委員会の報告を受けて、優先交渉権者を決定する。